

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

岩手厚生年金 事案 842

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年5月31日から同年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から同年6月11日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も引き続き厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A事業所は平成4年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないが、同社に係る商業登記簿謄本では、申立期間に法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

申立期間のうち、平成4年5月31日から同年6月1日までの期間について、申立人の当該事業所に係る給与明細書及び雇用保険被保険者記録により、申立人が当該期間に同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内となり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は当該期間に適用事業所でありながら、事業主は社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していなかったと認められる。

次に、申立期間のうち、平成4年6月1日から同年6月11日までの期間について、上記のとおり、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の代表者は既に亡くなっており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人に係る雇用保険被保険者離職票によると、申立人の当該事業所の離職日が平成4年5月31日、求職申込日が同年6月3日であることが確認できる。

このほか、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、20万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から同年12月1日まで

私は、平成2年9月3日から3年12月1日までA社に勤務していたが、申立期間について、年金事務所の調査において、遡って標準報酬月額が引き下げられていることが分かったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたが、厚生年金保険被保険者資格喪失日である平成3年12月1日から4年3か月後の8年3月1日付けで遡及して19万円に減額訂正されていることが確認できる上、A社の代表取締役を含む複数の者についても、同様に、当該処理日において標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所に係る平成8年度滞納処分票の事跡により、当該事業所において平成4年頃から厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、当該事業所が加入していたB健康保険組合の記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は20万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額（20万円）に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで
昭和 44 年 10 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで A 社（その後、B 社）に勤務したが、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い額となっている。
申立期間当時の給与明細書を提出するので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る A 社の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料として、昭和 45 年 11 月分及び同年 12 月分と主張する給与明細書を提出し、申立期間のオンライン記録上の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低いと主張している。しかし、当該給与明細書には、月の記載はあるものの、年の記載は無い。

また、申立人から提出された全ての給与明細書を検証すると、昭和 45 年 11 月分及び同年 12 月分と主張する給与明細書の総支給額はオンライン記録上の 46 年 5 月以降の標準報酬月額と一致する上、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額は 47 年 1 月分と同額であること等を踏まえると、当該給与明細書は、同年 1 月分に連続する 46 年 11 月分及び同年 12 月分と考えるのが自然である。

さらに、申立期間のうち、前述の期間以外の期間については、厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかにオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

加えて、当該事業所は昭和 57 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間の代表取締役が文書照会したが回答は無く、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険の標準報酬月額等の記載内容に不備は確認できず、記載内容もオンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月頃から同年 10 月頃まで
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間①はA社B事業所（以下「B事業所」という。）に、申立期間②はC社D事業所（以下「D事業所」という。）に、それぞれ臨時社員として勤務したが厚生年金保険被保険者記録が無い。勤務したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所に係る申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間のうち、昭和 48 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日まで当該事業所に勤務していたと認められる。

しかし、事業所名簿によると、当該事業所は昭和 50 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所の業務を継承したA社E事業所は、申立てに係る厚生年金保険の届出、保険料納付については不明であると回答している上、厚生年金保険の適用事業所となる以前の臨時社員に係る厚生年金保険の取扱いについては、「事業所登録前については任意で国民年金に加入する扱いであった。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間当時、一緒に勤務したとして名前を挙げた二人について、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できず、そのうち一人は、「申立期間にB事業所に勤務したが、厚生年金保険には加入していないと思う。」と供述している。

D事業所に係る申立期間②について、事業所名簿及びオンライン記録によると

同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、辞令書により、申立人は、昭和 50 年 8 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで期限付臨時社員として D 事業所に勤務していたことが確認できる一方、当該期間について、C 社 F 事業所（以下「F 事業所」という。）において雇用保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、昭和 52 年 12 月から D 事業所に勤務したとする者は、「D 事業所の臨時社員に係る給与や保険関係の手続は F 事業所が行っていた。」と供述しており、当該者のオンライン記録によると、D 事業所に勤務したとする期間は、F 事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

以上のことを踏まえると、D 事業所の臨時社員に係る厚生年金保険について、F 事業所で加入させていたものと推認されるが、事業所名簿によると同事業所は昭和 52 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間に F 事業所に勤務したと供述した者、及び申立期間の一部において同事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる者について、いずれも申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であった C 社に係る複数の事業所について、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人に係る記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。